

訓子府町体験宿泊費補助金交付要綱

(目的)

第1条 訓子府町は、町内への移住を目的に町内で住居及び仕事を探す、暮らしを体験する等の活動に対し、滞在期間中の宿泊費の一部を予算の範囲内で補助することにより、移住希望者が本町を訪れる機会の創出を図り、もって移住定住の促進及び地域活性化を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「町内宿泊施設」とは、町内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に定める「旅館・ホテル営業」を営む者を指す。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町外に住所を有する者
- (2) 町内への移住を目的とする活動（以下「補助対象活動」という。）のために、町内宿泊施設に3泊以上の滞在をする者
- (3) 滞在期間中に担当課職員と1回以上の面談を行い、アンケートの回答に協力できる者
- (4) 訓子府町暴力団排除条例（平成25年訓子府町条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 訓子府町空き家バンクへの登録、移住フェアでの訪問者登録など、いずれかの方法で訓子府町に住所その他、身元を特定できる情報を提供している者。
- (6) 同一世帯内に当該年度の補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助対象活動)

第4条 補助対象活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内で住居を探す活動
- (2) 町内で仕事を探す活動
- (3) 町内への移住又は就業を目的に、町内での視察、体験活動、研修等に参加する活動
- (4) 町内への移住を検討又は移住するために必要な相談に係る活動
- (5) 町住活動の一環として、町の文化、歴史、風土、気候、生活環境等を知るための活動（移住後の生活に必要な情報収集に係るものに限る。）

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が補助対象活動のために町内宿泊施設に宿泊

する際の宿泊費並びに朝食及び夕食の基本料金とし、補助対象者の同一世帯の者が同時に補助対象活動を行う場合にあっては、1世帯につき3名までを対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1人につき1泊ごとの宿泊費の2分の1以内の額(4,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、連続して宿泊した場合は7泊分までの合計額とする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象活動開始日から起算して7日前までに、次に掲げる書類を添えて、訓子府町体験宿泊費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

- (1) 現住所を証する書類の写し(本町に滞在し、活動しようとする者全員分)
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請の内容が適正であると認めた時は、訓子府町体験宿泊費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

(申請内容の変更及び承認)

第9条

(1) 申請事項の変更

前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項に変更が生じた場合又は中止する場合は、速やかに、訓子府町体験宿泊費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 申請事項の変更承認

町長は、前号に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更の承認を行い、訓子府町体験宿泊費補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象活動が終了したときは、訓子府町体験宿泊費補助金実績報告書(様式第5号)を、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊費の支払いを証する書類

- (2) アンケート
- (3) その他町長が必要と認める書類

(実績報告書の提出期限)

第11条 実績報告書の提出期限は、補助対象活動が終了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、第10条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行った上で、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、訓子府町体験宿泊費補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、訓子府町体験宿泊費補助金交付請求書(様式第7号)により、町長に対し補助金を請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第14条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないとき。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。